

農業委員会委員選挙の選挙区・投票区と定数一覧表

選挙区	投票区 (投票所)	区域	定数
第1選挙区	第1投票区 (成田中学校)	成田、田町、東町、本町、仲町、幸町、上町、花崎町、馬橋、新町、南平台、囲護台、囲護台1~3丁目、土屋、寺台、郷部、美郷台1~3丁目、米野、山口	5人
	第2投票区 (公津公民館)	台方及び大袋(第4投票区の区域を除く)、下方、宗吾1~4丁目、飯仲の一部	
	第3投票区 (印東体育館)	八代、船形、北須賀	
	第4投票区 (日赤看護学校)	台方及び大袋の一部、並木町、飯仲(第2投票区の区域を除く)、公津の杜1~6丁目、不動ヶ岡、江井須、飯田町、赤坂1~3丁目、吾妻1~3丁目、加良部1~6丁目、橋賀台1~3丁目、玉造1~7丁目、中台1~6丁目	
	第5投票区 (八生公民館)	松崎、上福田、大竹	
	第6投票区 (根本名川土地改良区事務所)	下福田、宝田、押畑	
第2選挙区	第7投票区 (中郷公民館)	野毛平、東金山、関戸、和田、下金山、赤荻、芦田、西和泉、東和泉、新泉、新妻	5人
	第8投票区 (久住第一小学校)	成毛、大生、幡谷、飯岡、荒海、磯部、水掛	
	第9投票区 (久住第二小学校)	芝、大室、土室、小泉	
	第10投票区 (豊住公民館)	北羽鳥、長沼、南羽鳥、佐野、竜台、安西、南部、北部	
第3選挙区	第11投票区 (遠山小学校)	小菅、大山、久米野、山之作、吉倉、川栗、畑ヶ田及び大清水(第12投票区の区域を除く)、駒井野、取香、馬場、久米、東和田、御所の内	3人
	第12投票区 (三里塚小学校)	畑ヶ田及び大清水の一部、三里塚、三里塚光ヶ丘、三里塚御料、西三里塚、本三里塚、本城、古込、南三里塚、東三里塚、新駒井野、木の根、天浪	
	第13投票区 (東小学校)	堀之内、長田、十余三、天神峰、東峰	

投票日は7月7日

農業委員会委員選挙

7月19日に任期満了となる市農業委員会委員の選挙が、7月7日(日)に行われます。この選挙により13人の委員が改選されます。投票時間は午前7時から午後8時までです。

- 立候補の届け出
○ 期日 6月30日(日)
- 時間 午前8時30分~午後5時
- 会場 市役所6階中会議室

○ 立候補届け出用紙の配布 選挙管理委員会(市役所4階)で投票できる人 2 次の要件を満たし、ことしの3月31日に確定した選挙人名簿に登録されている人
市内に住所のある人
10アール以上の農地を耕作し、それを業務とする人
の同居の親族または配偶者で、農業耕作従事日数が60日以上の人
10アール以上の農地を耕作し、それを業務とする農業生産法人

の組合員、または社員で農業耕作従事日数が60日以上の人
選挙人名簿確定の期日(3月31日) 現在で満20歳以上の人
立候補できる人 前記「投票できる人」のおよび「のいづれかに該当し、選挙期日(7月7日) 現在で満20歳以上の人」
選挙区・投票区と定数 左表のとおり

くわしくは市選挙管理委員会(☎20・15110)へ。

市営住宅の入居者を募集

受け付けは17日から28日まで

市では、市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 申込資格 2 次の要件をすべて満たす人
- 現在まで続けて6カ月以上、市内に住所または勤務先がある人
- 同居しようとする親族がいること(高齢者・障害者世帯は、1人でも可)
- 住宅に困っている人
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が20万円以下の人。なお、高齢者・障害者世帯については26万8,000円以下の人



広々とした北囲護台住宅

募集住宅一覧表

団地名	構造	募集戸数	間取り	所在地
北囲護台	鉄筋5階建	2	3DK (6畳、6畳、洋間7畳)	囲護台1385-1
桜川	鉄筋4階建	2	3K (6畳、4.5畳、3畳)	三里塚248
桜川	木造平屋建	1	6畳、4.5畳	"
南囲護台	木造平屋建	1	6畳、4.5畳	囲護台1254-1
金堀	木造平屋建	1	6畳、4.5畳	大袋464

- 市税を滞納していないこと
- 連帯保証人がいること
- (注) 北囲護台を申し込むには、3人以上の世帯であることが必要
- 家賃 住宅の間取りや、世帯の所得額によって異なります
- 受付期間 6月17日(月)~28日(金)(土・日曜日を除く)
- 受付場所 営繕課(市役所5階) 入居時期 7月末
- 6月17日(月)から営繕課で申込書を配布します。くわしくは同課(☎20・15552)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 20日(木) 10時～3時

不動産相談 18日(火) 10時～正午

税務相談 18日(火) 10時～3時

外国人相談 27日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

25日(火) 9時～4時

市民よろず相談 15日(土) 1時～4時

会場 ユアエルム1階センタープラザ

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話をしてください

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 7月11日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 7月2日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 20日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 7月11日(木) 2時～4時

場所 在宅介護支援センター玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 24日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

成田市民証の発行

申請は7月1日から

市では、成田市民であることを証明する顔写真入りの「成田市民証」を希望者に有料で交付します。交付対象者は、住民基本台帳または外国人登録原票に記録・登録されている満15歳以上の人です。

写真	成田市民証 No.	
	成田 太郎 男	
	生年月日 年 月 日	
有効期限 平成16年9月30日		
上記のものは、成田市民であることを証明する。		
平成○年○月○日		
		成田市長 印

名刺サイズの成田市民証

「成田市民証」は写真付きの身分証明証として、本人確認が必要な手続きなどに活用できます。希望する人は、次の手続きをしてください。

- 申請の受け付け 7月1日(月)から市民課(市役所1階)で
- 申請に必要なもの
- 写真2枚(大きさ縦3cm×横2.4cm・運転免許証用)
- 運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・健康保険証・年金手帳など本人であることを確認できるもの
- 配達記録郵便用の切手290円
- 手数料300円
- (注) なお、代理人による申請はできません
- 市民証の発行 申請受理後2週間前後に配達記録郵便で郵送

● 市民証の有効期限 平成16年9月30日まで

くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

市町村合併

合併すると
こんな効果が

最近、ニュースで「○○県の□市と □町が合併した」とか「合併に向け準備が進む」などの話題が聞かれます。なぜ今、市町村合併が注目されているのでしょうか。次のような理由があります。

住民の生活圏が広がり、もっと広い範囲でまちづくりを進めることが必要です。一般的に福祉サービスは、高い水準に合わせ負担は低い水準に調整されます。

国や県からいろいろな権限が移り、市町村の役割が大きくなりました。合併によって財政力をつけ、今まで以上に行政サービスの向上を図ることができます。国や地方の財政状況が悪化しています。公共施設を効率的に利用したり、行政にかかる経費を減らす効果があります。

市町村合併についてのご意見は、企画課事務管理室(☎20-1550・〒286-8585 花崎町760)で受け付けています。

FAXやEメールの受け付けは、
FAX = 24-1006
Eメール = webadmin@city.narita.chiba.jp

今月の納税

市・県民税第1期分

● 納期... 6月16日(日)～7月1日(月)

この期間に1年分(第1期～4期分)をまとめて納付すると前納報奨金が交付されます。なお、納税には便利な口座振替をご利用ください。

くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

